

千葉県福祉ふれあいプラザ および「ちば施設予約サービス」利用規約

制定 平成 23 年 8 月 20 日
改正 平成 23 年 9 月 20 日
平成 24 年 1 月 13 日、10 月 1 日
平成 26 年 8 月 1 日
平成 29 年 7 月 15 日、11 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規約は、千葉県福祉ふれあいプラザ（以下「福祉ふれあいプラザ」という）で利用している、ちば施設予約サービスの利用について、又、施設の利用について必要な事項を定めるものです。
ちば施設予約サービスは、コンピュータ又は携帯電話の端末（以下「端末」という）を用いてインターネット経由で公共施設の利用申請等を行うことができる、千葉県と千葉県の地方公共団体が共同運営するサービス（以下「本サービス」という）です。

(利用規約の同意)

第 2 条 福祉ふれあいプラザの利用申請等を行うには、あらかじめ、利用者登録をする必要があります。
2 利用者登録をするためには、本規約に同意していただく必要があります。この同意を前提に、福祉ふれあいプラザは本サービスを提供します。本サービスの利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、福祉ふれあいプラザを利用いただくことはできません。

(施設に係る例規等の優先)

第 3 条 利用申請した施設の利用並びに当該利用に係る利用料金及び支払手続については、千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例、千葉県福祉ふれあいプラザ管理規則等及び福祉ふれあいプラザが定める関係規定に従うものとします。

(登録区分)

第 4 条 利用者登録は団体登録により行います。

(登録資格)

第 5 条 利用者登録は、次の各号に掲げる要件を満たす者が行うことができます。
① 二人以上の団体で代表者、担当者が成人であるもの
② 団体には代表者を置くものとし、代表者は福祉ふれあいプラザの利用者登録団体の代表者として登録済でない者（同一代表者の複数団体代表の不可）
③ 団体には担当者を置くものとし、担当者は福祉ふれあいプラザの利用者登録団体の担当者として登録済でない者（同一担当者の複数団体担当の不可）なお、代表者は担当者を兼ねることができます。
2 前号第 3 号は、福祉ふれあいプラザが担当者を別人とすることが必要であると総合的に判断した場合はその限りではありません。

(利用者登録の申請等)

第 6 条 利用者登録を希望する方は、福祉ふれあいプラザに対し、利用者登録申請をしなければなりません。
2 前項の申請に対し、福祉ふれあいプラザは、申請者ごとに異なる利用者 ID を付与します。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、利用者 ID の付与は行わないものとします。
① 利用が公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとき
② 利用が施設の設置目的に反すると認められるとき
③ 暴力団関係者が関与しているとき
④ その他、施設の管理上支障があると認められるとき
3 申請者は、利用者登録に当たり本サービスを利用するためのパスワードを設定する必要があります。
4 端末による利用者登録又は利用申請が困難な方は、福祉ふれあいプラザ窓口において行うことができます。

(代表者の本人確認)

第 7 条 福祉ふれあいプラザは、前条の規定による利用者登録申請があったときは、代表者についての本人確認を受付窓口で行います。この手続が終了するまで利用者登録は完了しません。本人確認は、原則として次の各号に掲げる顔写真付きの公的証明書提示により行います。代表者の代理で担当者が窓口に来館する場合は、担当者本人の身分証明と代表者の身分証明コピーの提示により本人確認を行います。
① 運転免許証、② パスポート、③ 障害者手帳
④ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（いずれも顔写真付き）
⑤ 健康保険証及びその他身分証明書（社員証、学生証など）の計 2 点

(利用者 ID 及びパスワードの管理)

第 8 条 利用者登録が完了した申請者（以下「登録者」という）は、利用者 ID 及びパスワードを自己責任において厳重管理し、第三者への漏洩防止に努めてください。
2 登録者は、利用者 ID を他人及び他団体に譲渡又は貸与してはいけません。
3 登録者は、利用者 ID 及びパスワードの忘失、失念、漏洩、不正使用等が判明した場合は、速やかに福祉ふれあいプラザに連絡し、その指示に従ってください。
4 第三者が登録者の利用者 ID、パスワードを使用して施設を利用し、損害等が発生した場合は、その責は原則として登録者が負うものとします。

(個人情報の保護)

第 9 条 福祉ふれあいプラザは、千葉県個人情報保護条例並びに千葉県福祉ふれあいプラザの管理運営に関する協定書における個人情報取扱特記事項及び福祉ふれあいプラザの個人情報保護方針に基づいて、個人情報を厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざんの防止対策を講じます。

(費用)

第 10 条 登録者が本サービスを利用するにあたって必要となる端末（ソフトウェアを含む）及びインターネット接続

等に関する費用その他一切の費用は、登録者が負担するものとします。

(利用手続)

第 11 条 登録者は、本サービスを利用して次の各号に掲げる手続を行うことができます。

- ① 利用者登録(インターネット登録は仮登録となる)
 - ② 施設の予約(インターネット予約は仮予約となる)
 - ③ 施設の予約確認、予約取消(予約確定以前に限る)
 - ④ インターネット抽選の申込みはホールスポーツ利用と介護実習センター(一般)のみ
 - ⑤ 抽選結果の確認
- 2 前項の手続は、所定の期間に行う必要があります。
- 3 第 1 項第 2 号の施設のインターネット予約の開始は、次の各号に掲げるとおりです。インターネット予約ができない施設は介護実習センター(ホール併用特別利用)とギャラリーです。
- ① ホール文化利用は、利用する月の 10 か月前の第一営業日の午後 11 時 59 分から
 - ② 介護実習センター(一般)は、利用する月の 6 か月前の 1 日の午後 11 時 59 分から
 - ③ ホールスポーツ利用は、利用する日の 2 か月前の 1 日の午後 11 時 00 分から
- 4 インターネットを利用する抽選は、スポーツ利用、介護実習センター(一般)で行います。
- 5 第 1 項第 4 号の抽選の申込についての期間等は、次の各号に掲げるとおりです。
- ① ホール文化利用、ギャラリー利用及び介護実習センター(ホール併用特別利用)は、利用する月の 11 か月前の月の 20 日午前 0 時 00 分から最終営業日午後 3 時 00 分まで
 - ② ホールスポーツ利用は利用する月の 3 か月前の 20 日午前 0 時 00 分から 28 日午後 3 時 00 分まで

(利用料金の徴収、返還、減免)

第 12 条 利用料金は利用前日までに指定の銀行口座(手数料は利用者負担)又は窓口で支払うものとします。支払われた利用料金は、千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例に基づき返還しません。但し、千葉県が許可した減免基準による事由(災害等による施設利用不可)によっては返還できるものとします。

- 2 ホール備品利用代金は当日又は利用後 2 週間以内に支払うものとします。
- 3 第 1 項第 3 号の予約取消については、期間を定めませんが、利用料金納入後における取消についての利用料金の返還は、千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例に基づき特別な理由を除いて行いません。なお、利用内容変更期限を過ぎてから予約を取り消された場合は、利用料金全額を支払わなければなりません。

(利用者登録の変更、抹消)

第 13 条 登録者が福祉ふれあいプラザに申請した氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合又は登録を抹消しようとする場合は、遅滞なく利用者登録の変更又は抹消を福祉ふれあいプラザに書面で申請しなければなりません。

- 2 前項の申請がないために、福祉ふれあいプラザからの通知又は送付書類その他のものが延着し、若しくは到着しなかった場合は、通常到達すべきときに登録者に到着したものとみなします。

(利用者登録の有効期間)

第 14 条 利用者登録の有効期間は、福祉ふれあいプラザが登録者と認めた日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。前項の有効期間を更新しようとする登録者は、有効期間満了日の 3 か月前から有効期間満了日の前日まで、別に定める利用者登録申請書を福祉ふれあいプラザに提出しなければなりません。この場合において、申請者の確認については、第 7 条の規定を準用するものとします。

(登録者資格の喪失)

第 15 条 福祉ふれあいプラザは、登録者が登録抹消申請を行ったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録者資格を喪失したものとし、利用者登録を抹消するものとします。

- ① 虚偽の利用者登録又は利用申請をしたとき
 - ② 施設管理に関する規定等又は本規約に重大な違反をしたとき
 - ③ 職員に対し、カスタマーハラスメントを行ったとき
 - ④ 利用料金が期日までに支払われずに滞納されているとき
 - ⑤ 登録者が解散したとき
 - ⑥ 住所変更の申請を怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により登録者への通知又は連絡ができなくなったとき
 - ⑦ 本サービス又は福祉ふれあいプラザの運営を妨害しようとしたとき
 - ⑧ 暴力団関係者の関与が判明したとき
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、福祉ふれあいプラザが登録者として不適格と認めたとき
- 2 前項第 3 号にいう「カスタマーハラスメント」とは、クレーム・言動のうち、要求内容の妥当性を欠くもの又は当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当なものであって、職員の就労環境が害されるおそれのあるものをいい、具体的には、身体的な攻撃(暴行、傷害)、精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言)、威圧的な言動、土下座の要求、継続的な(繰り返される)言動、執拗な(しつこい)言動、拘束的な言動(不退去、居座り、監禁、長時間の電話)、差別的な言動、性的な言動、職員個人への攻撃や要求等が該当しますが、これらに限られるものではありません。

(免責事項)

第 16 条 福祉ふれあいプラザは、登録者が本サービスを利用したことにより発生した損害及び登録者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

※福祉ふれあいプラザは、施設内で発生した事故、盗難、破損など、当施設に過失がない限り一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第 17 条 福祉ふれあいプラザは、必要があると認めるときは、登録者に事前の通知を行うことなく本規約を変更することができます。

- 2 登録者は、本サービスの利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本サービスを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

- 3 福祉ふれあいプラザは、本規約の変更を行った場合において、必要と認めるものは登録者に周知するものとします。

(本サービスの終了)

第 18 条 本サービスの終了時は、登録者が申請した情報並びに利用者 I D 及びパスワード等は全て抹消されます。ただし予め登録者の同意を得て、本サービスに代わるサービスのために登録情報を利用することをさまたげないものとします。

(その他)

第 19 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めることとします。